

令和7年度 第2回 財産管理処分委員会 審査概要

開催日時 及び場所	令和7年12月22日（月） 9:56～10:27 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室10
出席委員	世界陸上財団 事務次長（委員長） 遠松 秀将 弁護士 原澤 敦美 公認会計士 黒石 匡昭 世界陸上財団 総務部長 田近 隆 世界陸上財団 財務部長 川口 貴史 (敬称略・5名)
報告案件	案件 案件の状況報告 概要 ○ 第1回委員会（8月25日）に付議した処分対象財産について、大会終了後から11月にかけて各譲渡先へ配達を実施 ○ 譲渡数量は計1,479点（処分予定計1,581点のうち、破損等が102点）、譲渡先は計93箇所 ○ 譲渡先では、都民や都立学校の生徒をはじめとして広くスポーツ振興を目的として活用
審査案件（無償譲渡案件）	案件 1 記念銘板の無償譲渡 処分方法 無償譲渡 概要 ○ 東京都の負担金を活用して取得した記念銘板（大会概要銘板・競技銘板）について、大会レガシーの継承と地域スポーツの振興を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ譲渡する。 ○ 対象財産 大会概要銘板・競技銘板 ○ 財産の区分 物品（備品） ○ 処分先 独立行政法人日本スポーツ振興センター ○ 処分先の選定方法 対象財産について、都と協議の上、引渡先を選定 ○ 処分先における使用目的 開催地である国立競技場において、大会のレガシーの継承とスポーツ振興を目的として使用することを想定している。

審査案件 （無償譲渡案件）	案件 2	東京2025世界陸上マスコット（りくワン）銅像の無償譲渡【再付議】
	処分方法	無償譲渡
	概要	<p>○東京2025世界陸上マスコット（りくワン）銅像について、大会レガシーの継承と地域スポーツの振興を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下JSCという。）へ譲渡する。</p> <p>※第1回委員会（8月25日）に付議した時点では都負担金充当財産として無償譲渡する予定であったが、その後の調整の結果、非充当財産として無償譲渡することに取扱いを変更</p> <p>○対象財産 東京2025世界陸上マスコット（りくワン）銅像</p> <p>○財産の区分 物品（備品）</p> <p>○処分先 独立行政法人日本スポーツ振興センター</p> <p>○処分先の選定方法 都及びJSCと協議の上、引渡先を選定</p> <p>○処分先における使用目的 開催地である国立競技場において、大会のレガシーの継承とスポーツ振興を目的として使用する。</p>
	審査結果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 案件1～2について、無償譲渡案件（処分方法・処分先等）の審査を実施し、了承された。
	委員の 主な意見 （要旨）	<p>（案件1について）</p> <p>○原澤委員 無償譲渡の条件として、記念銘板の設置費用を財団が負担することは妥当か。</p> <p>⇒ 事務局 銘板については、財団側で大会レガシーとして活用していく方針であるため、設置費用含めて財団側が負担することでこれまで調整を進めている。</p>
		(次ページに続く)

委員の
主な意見
(要旨)

(案件2について)

○原澤委員

8月25日付議時の処分内容を変更する必要性があることを理解した。

東京都負担金充当財産以外の財産を無償譲渡する場合は、財産管理処分規程第14条第2項の要件を充足する必要があるため、充足性を確認したうえで本件を進めていただきたい。

⇒ 事務局

承知した。

○黒石委員

オリンピックの仮設物を再利用やレガシーとして引き継ぎ、まちづくりのブランドにしている例があるが、そういう声などはなかったのか。

⇒ 事務局

りくワン像については、大会の会場となった国立競技場に設置することが大会レガシーの継承になると考え、JSCに譲渡することとした。